個人情報保護規定

制定日 令和 3 年 7 月 17 日

第 1 条(目的)
この規定は、我孫子登山倶楽部(以下「本会」という)の個人情報の取り扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の適切な取り扱いを確保するものです。

第 2 条(責務)
本会は、個人情報保護に関する法令を遵守し、本会の活動において個人情報の保護に努めます。

第 3 条(個人情報の取得)
本会は、基本的に入会申込書、総会時出欠確認往復葉書などの書面を通じて個人情報を取得します。ただし、急を要するときなど必要に応じて口頭で取得する場合があります。
2. 本会が取り扱う個人情報は、会員の氏名、性別、生年月日、血液型、住所、固定電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、会員の緊急連絡先とします。

第 4 条(利用)
本会が保有する個人情報は、次の目的で利用します。
(1) 名簿の作成、配布
(2) 会費の請求、管理
(3) 総会、行事、緊急事態などの通知
(4) 会議、行事の運営
(5) 会員への会報の配布
(6) 運営委員会、リーダー委員会で承認された広報資料の送信
(7) 日本山岳救助機構合同会社への入退会
(8) 山行計画書兼登山届の作成、提出
(9) 上記目的以外で個人情報を利用する場合は、本会の個人情報取扱管理者の承認を得ること

第 5 条(提供)
本会は、会員の住所、氏名、生年月日、血液型、固定電話番号、携帯電話番号、メールアドレスを記載した会員名簿を会員全員に配布します。

2. 本会は、会員本人の同意を得たうえで、個人データを第三者に提供することがあります。
3. 個人データの第三者への提供が次に該当する場合は、会員本人の同意及び記録を不要とします。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、会員本人の同意を取ることが困難な場合
(3) 国や公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 6 条(管理)
本会は、個人データの紛失漏洩を防止するため、パソコンのパスワードの管理などにより、安全管理を図ります。
2. 本会における個人情報の取り扱い管理者(以下「取扱管理者」という)は、会長および会長の指定するものとします。
3. 個人情報の取扱管理者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しません。その職を退いた後も同様とします。
4. 本会の会員が、知り得た個人情報を会員以外の第三者に提供し、または第 4 条以外の不当な目的に使用する事を禁止します。本会を退会した後も同様とします。

第 7 条(開示および訂正)
本会の会員は、自己の個人データについて個人情報の取扱管理者に対し開示および訂正を請求することが出来ます。

第 8 条(会員の義務)
会員は、本規定および個人情報保護に関する法令を遵守いたします。
2. 本規定に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報の取扱管理者に報告することとします。
3 個人情報の取扱管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には運営・リーダー委員会に適切な措置をとるよう指示するものとします。

第 9 条(対応窓口)
本会の個人情報の取扱についての相談、問い合わせ窓口は、会務委員会とします。

(附則)
この規定は、令和 3 年 7 月 18 日から施行します。